

第1号様式（第6条関係）

厚木市市民協働事業提案書

2023年 7月 7日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地

団体名 厚木ハーモニカ委員会

代表者名 岡本 吉生

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。
 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

| | |
|-----------|--|
| 1 事業名 | ハーモニカのまち復興プロジェクト |
| 2 提案の区分 | ■市民提案型事業 □行政提案型事業 |
| 3 提案年数 | ■1年目 □2年目 □3年目 |
| 4 事業概要 | 厚木市内では現在、厚木市の宝であり、ハーモニカの巨匠である故岩崎重昭氏の意味を受け継いだプロのハーモニカ奏者や「あつぎハーモニカ協会」をはじめとしたハーモニカ教室が数おおく点在しており、厚木のハーモニカにおけるスキルの高さは日本中から注目を集めている。これからの未来の子どもたち（小学生）を対象に、このハーモニカの素晴らしさを伝承、継承するため、講演等を実施する。 |
| 5 事業実施期間 | 2024年 4月 1日から 2025年 3月 31日まで |
| 6 事業費総額 | 1,780,000円 |
| 7 市が負担する額 | 1,780,000円 |
| 8 添付書類 | ■ 企画書 ■ 収支予算書 ■ 団体の会則等 □ 団体の会計書類 □ その他 () ■ 事業スケジュール ■ 役員等氏名一覧表 ■ 団体の会員名簿 |
| 9 担当者連絡先 | 氏名 電話番号 |



企画書

| | |
|--------------------|--|
| 1 事業の分野 | <ul style="list-style-type: none"> □保健・医療・福祉 □まちづくり □環境保全 □地域安全 □国際協力 □子どもの健全育成 □科学技術の振興 □職業能力開発・雇用機会 □非営利活動支援 □社会教育 ■学術・文化・芸術・スポーツ □災害救助 □人権・平和 □男女共同参画 □情報化社会 □経済活動の活性化 □消費者保護 □その他() |
| 2 事業の目的 ・必要性 | <p>ハーモニカという芸術について、厚木市はかつて全国的に誇れるハーモニカの聖地であった状況が衰退しつつある現状にある。世界に誇れるハーモニカ奏者を多く輩出しているということに誇りを持ち、文化芸術の環境をより良くする起爆剤とする。</p> |
| 3 事業の内容 | <p>ハーモニカの素晴らしさと、厚木市出身のハーモニカ奏者技術の高さを周知するためにも、まずは希望の厚木市内小学校(目安10校)にて、1年間順番にハーモニカ講座および講演を開催する。</p> |
| 4 実施場所 | <p>厚木市内各小学校</p> |
| 5 期待される 効果・成果 | <p>厚木市内の小学校にてハーモニカ講座及び講演を開催することにより、厚木市の誇れる芸術を再認識するとともに、ハーモニカをはじめとする芸術に興味と関心を持つ子どもが増えることに期待するとともに、故岩崎重昭氏の価値ある遺作の偉大さを再認識するきっかけともなる。</p> |
| 6 役割分担 | <p>提案者の役割 市内小学校への講座・講演の企画・運営 チラシ等の作成</p> |
| | <p>市の役割 市内全小学校への講座・講演の企画の周知 講演小学校の会場の確保</p> |
| 7 自主財源確保 に向けた取組 | <p>2年目からは厚木市文化会館にてハーモニカコンサートを実施し、協力団体、企業におけるスポンサーを募り、自主財源を確保することにより、4年目より公民館や児童館などにおける講演やイベント参加を続け自主運営に移行する。</p> |

| | | | |
|----------------|--------|------|--|
| 8 事業計画 収支計画 | 2024年度 | 事業内容 | 厚木市内小学校における講座・講演 |
| | | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> ・収入 1,780,000円 うち市負担金 1,780,000円 うち自主財源 円 内訳 円 円 ・支出 1,780,000円 |
| | 2025年度 | 事業内容 | 厚木市内小学校における講座・講演 厚木市出身奏者による公演会 ※厚木市誕生70年 |
| | | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> ・収入 3,100,000円 うち市負担金 1,600,000円 うち自主財源 1,500,000円 内訳：講演チケット販売 / 1,500,000円 ・支出 3,100,000円 |
| | 2026年度 | 事業内容 | 厚木市内小学校における講座・講演 厚木市出身奏者による公演会 |
| | | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> ・収入 3,100,000円 うち市負担金 1,600,000円 うち自主財源 1,500,000円 内訳：講演チケット販売 / 1,500,000円 ・支出 3,100,000円 |
| | 2027年度 | 事業内容 | 厚木市内公民館・児童館における 講座・講演 厚木市出身奏者による公演会 ※ハーモニカ誕生200年 |
| | | 収支予算 | <ul style="list-style-type: none"> ・収入 1,800,000円 うち市負担金 0円 うち自主財源 1,800,000円 内訳：講演チケット販売・協賛金 1,800,000円 ・支出 1,800,000円 |

事業スケジュール

| 時期 | 内容 |
|-----|--------------------------------|
| 4月 | 市内小学校にて「ハーモニカ講座・講演」希望校を校長会にて確認 |
| 5月 | 希望校との「ハーモニカ講座・講演」日程調整 |
| 6月 | 希望日に応じて「ハーモニカ講座・講演」実施（日程調整による） |
| 7月 | 希望日に応じて「ハーモニカ講座・講演」実施（日程調整による） |
| 8月 | 希望日に応じて「ハーモニカ講座・講演」実施（日程調整による） |
| 9月 | 希望日に応じて「ハーモニカ講座・講演」実施（日程調整による） |
| 10月 | 希望日に応じて「ハーモニカ講座・講演」実施（日程調整による） |
| 11月 | 希望日に応じて「ハーモニカ講座・講演」実施（日程調整による） |
| 12月 | 希望日に応じて「ハーモニカ講座・講演」実施（日程調整による） |
| 1月 | 希望日に応じて「ハーモニカ講座・講演」実施（日程調整による） |
| 2月 | 希望日に応じて「ハーモニカ講座・講演」実施（日程調整による） |
| 3月 | |

第4号様式(第6条関係)

収支予算書

(収入の部)

(単位:円)

| 項目 | | 予算額 | 積算根拠(単価、数量等) |
|-------------------|-------|-----------|--------------|
| 市負担金(A) | | 1,780,000 | |
| 事業収入 | | | |
| | 小計(B) | | |
| 団体負担金等(C) | | | |
| 合計(D)=(A)+(B)+(C) | | 1,780,000 | |

(支出の部)

(単位:円)

| 区分 | 項目 | 予算額 | 積算根拠(品名、単価、数量等) |
|---------------|----------|-----------|--|
| 支援対象経費 | 報酬費 | 300,000 | 厚木市内小学校10校×30,000円(1時間×3名) |
| | 人件費 | 125,000 | 厚木市内小学校10校×2,500円×5名 |
| | 印刷製本費 | 30,000 | イベント当日資料作成5,000枚 |
| | 使用料及び賃借料 | 1,200,000 | 厚木市内小学校10校×120,000円 ・機材レンタル代60,000円×10校 ・オペレーター代50,000円×10校 ・車両費10,000円×10校 |
| | 消耗品費 | 125,000 | 横断幕(ステージ用) / 23,000円 スタンド看板(入口用) / 22,000円 ユニフォーム(ポロシャツ) × 20 / 80,000円 |
| | 小計(a) | 1,780,000 | |
| 支援対象外経費 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 小計(b) | | |
| 合計(c)=(a)+(b) | | 1,780,000 | |

収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

「厚木ハーモニカ委員会」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、「厚木ハーモニカ委員会」と言う。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を [REDACTED] に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、厚木市内においてハーモニカの普及活動を実施し、「ハーモニカの街あつぎ聖地構築計画」を目的とする。

(活動の種類)

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

2 不特定多数者向けの公益活動

(1) 小学校講演事業(厚木市の地域市民に対してハーモニカにおける講演会を行なう。)

コンサート事業(あつぎハーモニカ協会協力のもと、コンサート事業を行う。)

第3章 会員

(入会)

第5条 会員の入会については、役員の同意を得るものとする。

(入会金及び会費)

第6条 会員における入会金及び会費に定めはないものとする。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第7条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 主務兼会計 1名
- (4) 主務補佐 1名
- (5) 監査 2名
- (任期等)

第8条 役員の任期は、5年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 総会

(構成)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

(開催)

第10条 通常総会は、毎事業年度1回9月に開催する。

(権能)

第11条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更、解散、合併に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

第6章 雑則

(細則)

第12条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

1 この会則は、この団体の成立の日から施行する。